

「令和 6 年度嬉野市地域防災計画（案）」に対する

パブリックコメント中のご質問への回答

番号	ご質問、ご意見の内容	ご質問、ご意見に対する回答
1	○避難計画 (P88) 及び避難所の運営 (P201) 質問 1 「家庭動物等の受け入れ」について。待たれている課題です。何年に、どこ(指定避難所)で開設を予定していますか。	ペット同行の可能な避難所開設の要望に応えるため、昨年 12 月に職員向けペット避難に関する研修会を、今年 1 月に市民向けの研修会、2 月に職員とペット連れの市民との合同研修会(訓練)を実施しました。 今後は訓練会場となった施設を、ペット同伴避難所として開設するため、施設管理者と詳細な検討を行ってまいります。
2	質問 2 避難所において「栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴・洗濯など…提供に努める」とありますが(P203)具体的に、どのような供給体制を想定し、準備がとられていますか。	現在の備蓄状況では、発災後即座に供給体制が取れる状況にないため、柔軟な対応が必要です。 その際は、災害の種類や規模、避難の状況に応じて、使用できる施設や支援物資の申入れに対する管理、支援の受け入れ態勢、災害支援協定の活用など、様々な調整を図る必要があります。 このため、供給体制をより具体的に想定できるよう、被災地の教訓なども含めて研究が必要であると考えています。
3	質問 3 車中泊について。(P204)具体的にどの避難所を想定していますか。車中泊の条件がありますか。	指定避難所においては、避難者の状況把握が困難で、健康面での弊害もあることから、車中泊避難は想定しておらず、条件の定めはありません。 (ただし以前はペットと共に車中で過ごされた避難者があったかもしれません。) もしやむを得ず車中泊避難を実施し、もしくは車中泊スペースが設置された場合は、本計画に従い、指定避難所に準じて支援を行うよう努めます。

4	○ 個別避難計画(P104) 2021 年、塩田町民生児童委員会が 75 歳以上のひとり暮らし高齢者に対して、災害時に避難所を利用したことがあるかを調査したところ、利用したことがあると答えたのは 22%でした。利用したことがない理由でもっとも多かったのは「移動手段がない」でした。 質問 4 地域全体が少子高齢化しており、共助の人手も少なくなっています。また、避難には危険を伴います。 ・この課題に行政として、どう対応策を考えていますか。 ・現在、試験運行されている「予約型乗合タクシー」を高齢者等避難指示が出た段階で希望者が利用できるようになりませんか。	・災害発生時において高齢者が適切かつ迅速に避難ができるよう、避難情報を提供することに努め、同時に今後も引き続き、各団体の会合や防災教育、消防団に対する訓練や研修を通じ、災害時において高齢者が適切かつ迅速に避難する環境整備に努めます。 このために、高齢者自身も含めて市民の防災に関する啓発及び積極的な参加を促していく中で自助の意識を高め、また高齢者を支援する体制を充実させていきたいと考えます。 ・現在試験運行を行っております「予約型乗合タクシー」につきましては、前提として、利用者数が低迷していた乗合タクシー上久間線の代替の交通手段として導入のための試験運行を行っております。 また、地域の移動手段を確保する目的で実施されています。加えて、「予約型乗合タクシー」の災害時利用については、交通事業者へ相談した際に、ドライバーの安全確保の観点から災害時に利用することは難しいとの回答を受けております。 「予約型乗合タクシー」の特徴として、前日 17 時までの予約及び事前の利用登録が必要な仕組みとなっております。前日 17 時までの予約が必要な理由として、「予約型乗合タクシー」を運行する条件として、交通事業者の通常のタクシー業務に支障が出ない範囲であることが求められております。 そのため、高齢者避難指示等が発令された際に即時の移動手段として利用することは難しい状況です。
---	--	---

5	○「福祉」の定義について(P182)(P233) 質問 5 これまでも「福祉避難所」という概念はありましたが、「児童福祉」や「高齢者福祉」と同じように単独で使う「災害福祉」という概念は確立していませんでした。今回、従来の「保健医療活動」という言葉には、「保健医療福祉活動」と福祉が付加されました。 しかし、福祉についての定義を見つけることができません。定義と根拠となった法律を教えてください。	関係機関等に確認したところ、根拠は、令和4年7月22日付「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」とのことです。 定義は、一般的な福祉の意味に解していただいて結構であるとのことでした。
6	○ 全体にかかわること 質問 6 2024年1月に発生した能登半島地震から教訓とするものは多いと思います。瓦礫が放置され、人が戻れず、なかなか復興が進まないということが共通認識となっていますが、嬉野市としては調査を含めて、支援を送り出しました。一定の見解を持たれたと思います。復興に時間がかかっているのは、どこに原因があると思いますか。 それは、嬉野市に当てはめた場合、どうなりますか。	本質問に関しては、嬉野市として評価を行ったわけではありませんので、公表できる回答はありません。 これまでの嬉野市からの派遣は、被災状況の調査や分析のためのものではありませんのでご理解ください。
7	質問 7 災害対策の専門官である「防災監」が空席のままです。 不要という評価をしたのですか。あるいは、募集をしているが応募がないのですか。	防災に関して専門的な識見を持つ職員の登用、育成は重要だと考えますが、一方で、職員の災害対応能力の向上を図ることも必要な状況です。 職員に対する災害対応に関する教育の充実を図るとともに、IT技術の導入などにより、効果的な施策を模索していきます。

8	質問 8 「第 2 次嬉野市総合計画」（後期基本計画）には、「4－6 住民自治・住民参加」において、「地域の力を高める取組を推進します。」(P101)として「地区防災計画の策定など、地区の実情に合わせた自主防災活動の取組・支援」とあります。令和 5 年度嬉野市地域防災計画パブコメで質問したとき、「地区防災計画は策定されていません」と回答がありました。以降、地区防災計画の策定がありましたか。 策定されていなければ、原因は何ですか。	2 月 1 5 日現在で地区防災計画を策定されているところはないと承知しておりますが、年ごとに各地区(地域コミュニティほか)とも地域防災力の充実強化を図るため、様々な防災訓練や危険箇所の確認など、工夫を凝らし規模も拡大され、自主防災組織の育成発展の取り組みをされております。 防災計画が必要と考える行政区や自主防災組織があれば、内閣府の「みんなの防災」を参考に啓発活動に努めるとともに、各種訓練を通じて、自主防災組織や消防団による市との連絡体制の確認や、各訓練への助言・指導、家庭における物資の備蓄等に関する啓発等にも努めてまいります。 なお、市としても、今後も引き続き地区防災計画の策定に向けた情報提供や必要な援助に努めます。
9	質問 9 防災については、ハード、ソフト両面で災害を防止する様々な実践計画がなされています。 その中で、昨今農業の諸問題として後継者不足、高齢化等で特に中山間地区の農地では生産管理されていない状況が年々増加しているため、特に水田においては治水、利水機能が本来機能し水害等を軽減されてきていたが現況周知のとおりです。 このような事を無くすために、水田をダム機能として活かし食料生産、国土保全、水害や二次災害防止する大きな計画と考えます。 よって、このダム機能計画をより充実し市民の安全、安心を担保していただきたい。	(本件は防災対策に関する意見を述べておられますが、匿名で公表対象の要件を満たさないため、当欄に掲載しました) 佐賀県では、プロジェクト IF (佐賀県内水対策プロジェクト) に取り組んでおり、この取組の一環として、『田んぼダム』を推進しています。 嬉野市においても、関係機関と連携し、今後の災害対策に努めてまいります。